○南陽市スポーツ大会出場激励金交付要綱

平成２９年３月２８日

告示第３２号

（趣旨）

第１条　この要綱は、スポーツ大会に出場することにより、本市のスポーツ振興と競技力向上に寄与すると認められる個人又は団体に対し、南陽市スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「スポーツ大会」とは、次に掲げる大会をいう。

(1)　全国大会　公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本体育協会加盟競技団体又はこれに準ずる団体が主催する大会であって、当該大会の予選大会又は競技団体の推薦により出場権を得た者が出場する全国規模の大会をいう。

(2)　国際大会　当該大会の国内予選以上の大会又は競技団体の推薦により出場権を得た者が出場する複数国間の競技大会であって、公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体の各種目に係る大会をいう。

(3)　その他特に市長が認める大会

（交付の対象）

第３条　激励金の交付の対象となる者（第４条において「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　南陽市に住所を有する選手及び監督

(2)　市内小中学生の選手の引率をする教員

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を交付しないものとする。

(1)　スポーツ大会が、親善・交歓等のための大会又は単一職域団体が主催する大会であるとき。

(2)　スポーツ大会への出場に係る、市又は教育委員会からの他の金員の交付があるとき。

（交付額）

第４条　激励金の額は次のとおりとする。

(1)　全国大会　出場する交付対象者１人につき１万円

(2)　国際大会　出場する交付対象者１人につき２万円

２　全国大会に出場する場合において、団体競技に係る交付は、交付対象者１人当たりの金額に出場者数を乗じた額を交付するものとする。ただし、１０万円を上限とする。

（激励金交付の申出）

第５条　激励金の交付を受けようとする者は、別に指定する日までに、南陽市スポーツ大会出場激励金交付申出書（様式第１号）に市長が指示する書類を添えて申し出なければならない。

（激励金の交付等）

第６条　市長は、前条の申出があったときは、内容を審査の上、適当と認めたものについて激励金を交付する。

２　前項の審査の結果、激励金を交付することが適当でないと認めたときは、その旨を通知するものとする。

（大会の報告）

第７条　激励金の交付を受けた者は、全国大会等に出場したことを証するため、大会出場結果報告書（様式第２号）に大会の結果が分かる書類を添えて提出しなければならない。

（激励金の返還）

第８条　市長は、激励金の交付を受けた者が当該スポーツ競技大会に出場しなかったとき、又は不正の手段により激励金の交付を受けたと認めるときは、激励金を返還させることができる。

（雑則）

第９条　この要綱に定めのあるものを除くほか、激励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第３条第１項の規定に関わらず、平成３０年３月３１日までの間は、市内に住所を有し、選手等とスポーツ大会に出場するコーチ及びマネージャーにも激励金を交付することができるものとする。

附　則（平成30年3月23日告示第25号）

この要項は、平成３０年４月１日から施行する。